

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	小児慢性特定疾病医療費の支給及び小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

船橋市は、小児慢性特定疾病医療費の支給及び小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生するリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

小児慢性特定疾病医療費の支給及び小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施に関する事務において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。

評価実施機関名

船橋市長

公表日

令和6年3月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	小児慢性特定疾病医療費支給及び小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施に関する事務
②事務の概要	児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき小児慢性特定疾病児童の医療費の公費負担を行っている。 特定個人情報ファイルは、小児慢性特定疾病医療費の ①支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 ②支給認定の変更の認定に関する事務 ③支給認定の取消しに関する事務 及び小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施に関する事務に使用する。
③システムの名称	小児慢性特定疾病等・難病患者援助金システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)、自治体中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
小児慢性特定疾病医療費ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の7の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(船橋市が照会する根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の9の項 (船橋市が提供する根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の26の項、56の2の項、87の項、120の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	船橋市保健所保健総務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話番号 047-436-2062
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	船橋市保健所保健総務課 〒273-8506 千葉県船橋市北本町1丁目16番55号 電話番号 047-409-2891

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年1月29日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年1月29日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月22日	IV リスク対策	—	新様式への変更に伴い、「IV リスク対策」について記載	事後	
令和2年1月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	船橋市健康福祉局保健所保健総務課	船橋市健康福祉局保健所地域保健課	事後	
令和2年1月29日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	船橋市健康福祉局保健所保健総務課 〒273-8506 千葉県船橋市北本町1丁目16番55号 電話番号 047-409-2891	船橋市健康福祉局保健所地域保健課 〒273-8506 千葉県船橋市北本町1丁目16番55号 電話番号 047-409-2891	事後	
令和2年1月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	令和2年1月29日時点	事後	
令和2年1月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	令和2年1月29日時点	事後	
令和4年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の7の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第7条第1号、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第9号、同条第10号 	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の7の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(船橋市が照会する根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二の9の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号。以下「平成26年/内閣府/総務省/令第7号」という。)第8条 (船橋市が提供する根拠) ・番号法第19条第7号 (1)・番号法別表第二の26の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第19条第1号二、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号 (2)・番号法別表第二の56の2の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第30条第2号 (3)・番号法別表第二の87の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第44条第1号二、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号 (4)・番号法別表第二の120の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第59条の3第3号口	(船橋市が照会する根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の9の項 (船橋市が提供する根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の26の項、56の2の項、87の項、120の項	事後	
令和4年3月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	船橋市健康福祉局保健所地域保健課	船橋市保健所地域保健課	事後	
令和5年3月27日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	船橋市総務部法務課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062	事後	
令和6年3月22日	表紙 評価書名	小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書	小児慢性特定疾病医療費の支給及び小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施に関する事務 基礎項目評価書	事前	
令和6年3月22日	表紙 個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	船橋市は、小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、 (以下、略)	船橋市は、小児慢性特定疾病医療費の支給及び小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、 (以下、略)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月22日	表紙 個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言 特記事項	小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務 において取り扱う全てのシステム操作者に対し ては、 (以下、略)	小児慢性特定疾病医療費の支給及び小児慢性 特定疾病要支援者証明事業の実施に関する事 務において取り扱う全てのシステム操作者に対 しては、 (以下、略)	事前	
令和6年3月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ①事務の名称	小児慢性特定疾病医療費支給に関する事務	小児慢性特定疾病医療費支給及び小児慢性特 定疾病要支援者証明事業の実施に関する事務	事前	
令和6年3月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の概要	児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき 小児慢性特定疾病児童の医療費の公費負担を 行っている。 特定個人情報ファイルは、小児慢性特定疾病 医療費の ①支給認定の申請に係る事実についての審 査に関する事務 ②支給認定の変更の認定に関する事務 ③支給認定の取消しに関する事務 に使用する。	児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき 小児慢性特定疾病児童の医療費の公費負担を 行っている。 特定個人情報ファイルは、小児慢性特定疾病 医療費の ①支給認定の申請に係る事実についての審 査に関する事務 ②支給認定の変更の認定に関する事務 ③支給認定の取消しに関する事務 及び小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実 施に関する事務に使用する。	事前	
令和6年3月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	船橋市保健所地域保健課	船橋市保健所保健総務課	事後	
令和6年3月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	船橋市保健所地域保健課 〒273-8506 千葉県船橋市北本町1丁目16番 55号 電話番号 047-409-2891	船橋市保健所保健総務課 〒273-8506 千葉県船橋市北本町1丁目16番 55号 電話番号 047-409-2891	事後	